

令和4年第3回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第6号 専決処分の報告について（令和3年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線（その1）改良工事）
2. 報告第7号 専決処分の報告について（令和3年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線（その2）改良工事）
3. 報告第8号 専決処分の報告について（物損事故に関する和解）
4. 報告第9号 専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
5. 報告第10号 専決処分の報告について（仁淀川町税条例等の一部を改正する条例）
6. 報告第11号 専決処分の報告について（仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
7. 報告第12号 専決処分の報告について（仁淀川町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）
8. 報告第13号 専決処分の報告について（令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第10号））
9. 報告第14号 令和3年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について
10. 報告第15号 令和3年度仁淀川町事故繰越し繰越計算書の報告について
11. 議案第32号 仁淀川町林業振興センターの設置及び管理に関する条例について
12. 議案第33号 仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第34号 仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
14. 議案第35号 仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
15. 議案第36号 令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）について
16. 議案第37号 令和4年度4災第3号町道イシセト線道路災害復旧工事請負契約の締結について
17. 議案第38号 令和3年度道路メンテナンス事業町道清水宮ヶ坪線（万才橋）橋梁補修工事変更契約の締結について

- 18. 議案第39号 財産の取得について
- 19. 議案第40号 財産の取得について
- 20. 議案第41号 財産の取得について
- 21. 議案第42号 財産の取得について
- 22. 議案第43号 財産の取得について
- 23. 同意第2号 固定資産評価員の選任について
- 24. 同意第3号 教育委員の任命について
- 25. 発議第1号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての意見書

令和4年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月7日（火曜日）

10時00分開会

15時02分延会

出席議員（9名）

1番 議員	岡田良成	2番 議員	藤堂賢太郎
3番 〃	藤原大	4番 〃	野村安夫
5番 〃	大野直孝	6番 〃	片岡智準
7番 〃	竹本文直	8番 〃	若藤敏久
10番 〃	大野弘		

欠席議員（1名）

9番 議員 藤崎源彦

説明のため出席した者

町 長	古味実	副 町 長	竹本雅浩
教 育 長	黒川一彦	総 務 課 長	大石浩平
企 画 課 長	古味仁志	税 務 課 長	田代秀喜
町 民 課 長	井上竜一	保健福祉課長	谷脇昭仁
産業建設課長	荒木紀和	会計管理者兼出納室長	片岡博
教 育 次 長	井上健一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀住民福祉課長	大野真智
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書 記	安井都
--------	------	-----	-----

午前 10 時 00 分 開会

○議長 おはようございます。

ご報告申し上げます。議席番号 9 番、副議長の藤崎源彦君から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は 9 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 4 年第 3 回仁淀川町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議席番号 5 番、大野直孝君、6 番、片岡智準君を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

本件については、6 月 2 日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、竹本文直君。

○竹本議会運営委員会委員長 おはようございます。議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書等の受付状況や取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から 8 日までの 2 日間とし、1 日目の本日は、諸般の報告、執行部から議案の上程、提案理由の説明を受け、休憩とします。その後、すぐに議場において、直営後の仁淀診療所、池川オートキャンプ場について、そして、大崎橋についての全員協議会を行います。全員協議会終了後、昼休みを挟み、午後からは一般質問を行います。2 日目は残りの一般質問を行い、その後、付議事件の審議等を行い、閉会いたします。

なお、町長、教育長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、一般質問の回数は質問事項について 3 回まで、質問時間の上限は原則 1 人 1 時間とします。質疑の回数についても同一議題は 3 回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しましてご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げ、報告いたします。

ありがとうございました。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日 7 日から 8 日までの 2 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日7日から8日までの2日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりです。ご承認をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承をお願いします。

なお、令和4年第2回定例会で議決されました意見書につきましては、關係機関に送付いたしましたので、ご報告いたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。本日は、令和4年第3回仁淀川町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

さて、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油高、物価高騰により生活や経済へのさらなる影響が懸念されるところですが、4月26日、国において、原油価格・物価高騰等総合緊急対策が決定されたところではありますが、本町といたしましても、町民生活を支援するため適切かつ迅速に対応していきたいと考えております。

初めに、春の叙勲についてご報告申し上げます。

令和4年春の叙勲が4月29日付で発令され、元仁淀川町消防団副団長の川村勝宏氏が瑞宝単光章を受章されました。川村氏は、昭和56年2月、旧吾川村消防団に入団し、町村合併後は仁淀川町消防団の分団長、副分団長を歴任、38年余の長きにわたり、一貫して消防活動の第一線に立ち、水害・火災防除と消防防災力強化に献身的な努力を払い、日々、自己教養を高めながら、率先して団員の資質向上と士気高揚に力を傾注されました。

また、平成28年4月からは副団長として本団、分団を取りまとめるとともに、機会あるごとに団員の実地研修や操法訓練を実施する等、日々の自己教養も高めながら、率先かつ積極的に団員の資質向上と士気高揚に努力を傾注するなど、消防団の発展に貢献された功績が認められ、受章の荣誉に輝かれました。

このたびの受章を心からお喜び申し上げますとともに、健康に十分留意され、これからも町の発展のためにご指導、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、本町のふるさと納税であります仁淀ブループロジェクト寄附金の令和3年度実績についてご報告いたします。

総件数は2,066件で、総額3,485万円余りとなっており、令和2年度が1,475件、総額2,409万円余りでしたので、件数で591件の増、総額では1,076万円ほどの増額となっております。この要因としましては、コロナ禍により自宅での時間が増えたことによりインターネット利用による買物等が増えたものと思われ、また、ポータルサイトの写真などの見直し等により寄附額が伸びたと考えております。

本町のふるさと納税の返礼品については、仁淀川町観光協会に委託しておりますので、今後も連携して返礼品の充実などを図り、町をPRできるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税でございますが、大阪市の仁淀鉄鋼株式会社様から、社名と縁のある仁淀川町に寄附をしたいとの申入れがあり、現在、寄附の受入れに向けて準備を進めているところでございます。

仁淀鉄鋼株式会社様は、越知町出身の渡辺一生様が昭和38年に設立し、今年、設立60周年を迎える会社でございます。鉄鋼流通機構の一員としてコイルセンター業界に属し、薄板、ステンレス、アルミ等のスリット加工販売を主体としており、同社の製品は需要家において、プレス加工、フォーミング加工、パイプ製造などに加工され、自動車、家電、建築、産業機械、自転車など、広範囲な用途に使用されているとお聞きしております。

今後は、企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の認定を受けた後、ご寄附の受入れとなり、計画では、令和6年度までの3年間、年間100万円、合計300万円の納税をしていただく予定で、仁淀川町の観光施設整備事業に活用させていただき、令和4年度は中津溪谷遊歩道補修工事に活用させていただき、本議会に提出しております一般会計補正予算に盛り込んでおります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてご報告させていただきます。

4月末に内閣府から、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として5,886万7,000円の追加配分があり、当初分と合わせて1億6,900万円余りとなります。

本議会に提出しております補正予算の主なものとして、町民1人につき1万円分の地域

通貨券をお配りすることとし、7月下旬に仁淀川町商工会発行の地域通貨券を世帯主宛てに世帯員数分、書留郵便で郵送するよう計画しております。地域通貨券が少しでも町民の皆様の原油価格・物価高騰にお役に立ち、併せて町内の消費喚起につながればと願っております。

なお、地域通貨券の使用期間は、町内の加盟店で令和4年8月1日から令和4年12月31日までの5か月間を予定しております。

また、医療介護継続支援として、町内の医療機関及びデイサービスセンターに対して、受診控え等の影響による収入等の減少額に応じて、業務を安定的に継続できるように2,376万円を補助するようしており、これにより地域医療、介護サービスの維持につながるものと考えております。また、当該交付金による事業費は、当初分を含め、約2億円の予算規模となっております。

次に、新型コロナワクチン4回目接種について報告いたします。

3回目接種の完了から5か月を経過した60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患がある方やコロナ感染により重症化リスクが高いと医師が認める方が対象となります。まず、6月中旬から高齢者施設等に入所されている方を対象に接種を開始する予定であり、集団接種は7月開始の予定で、日程が決まり次第、申込みを受け付ける予定であります。

次に、地域懇談会ですが、4月5日から開始しました地域懇談会は、池川7か所、吾川6か所、仁淀6か所の合計19か所で開催し、6月3日に全地域が終了しました。住民の出席者数は343人。内訳は、池川93人、吾川118人、仁淀132人で、前回の平成24年より48人の減となりました。

住民の皆様からは、地域の生活道路や飲料水供給施設の維持管理の要望、人口減少対策や学校統合などの幅広い意見、ご要望を頂きました。このうち、早急に対応しなければならないものについては、その都度、担当課に報告し、現地確認や事業導入等について検討を行うよう指示をしております。

今後、全てのご意見を集計して全課に配布し、担当課ごとにその後の対応の状況や今後の対策等について報告させ、最終の取りまとめを行います。最終の報告書が出来上がった時点で、再度、役場全体で情報を共有して、残った要望等につきましては、今後の課題として解決方法を検討していくこととしております。町といたしましては、今回の懇談会でお聞かせいただきました各地区の課題や住民の方々の思いを今後のまちづくりや施策に生かしていかなければならないと強く感じているところでございます。

次に、大崎診療所２期工事の進捗状況ですが、外枠はほぼ完了しており、５月末現在、内装仕上工事、建築設備工事、外構工事を行っております。また、これからは駐車場整備工事に取りかかる予定であります。竣工は７月末ですが、６月２０日から歯科診療を新しい施設にて行うべく態勢を整えております。現在の歯科診療室が新しい施設に移設後に、今の歯科診療室をパワーリハビリ室に改装する計画であります。

最後に、今議会に提案しております２４件の案件の内訳は、専決処分の報告８件と繰越明許費繰越計算書の報告１件、事故繰越し繰越計算書の報告１件、条例の制定や一部改正議案４件、令和４年度補正予算の議案１件、工事の請負契約や工事変更契約の締結２件、財産の取得５件、固定資産評価員の選任１件、教育委員会委員の任命１件となっております。

これら議案等の提案理由につきましては、副町長から説明いたしますので、ご審議の上、適切にご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 おはようございます。教育委員会関係の行政報告をいたします。

まず、学校の状況ですが、新学期がスタートしてはや２か月余りが経過し、年度初めの行事や小学生６年生の修学旅行なども終わり、子供たちも新しい環境に慣れ、落ち着いて学校生活を送っております。５月末日現在での児童生徒数は、昨年度同時期と比較し、小学生は６人減の１４１人、中学生は３人増の６８人となっております。複式につきましては、別府小学校が昨年に引き続き完全複式で、長者小学校は、完全複式は解消されたものの、２年と４年の飛び複式を含む学校となっており、工夫をしながらの授業を行っている状況でございます。

修学旅行につきましては、小学６年生３校合わせて２１人で全員参加となっております。５月２５日から２７日、２泊３日で、昨年同様に高知県幡多方面で、柏島釣り体験等、予定していた日程全てを実施することができました。修学旅行は３校合同となりますが、３日目には他校の生徒が笑顔で写真に写るようになっており、コロナ禍の中ではありますが、子供たちにはたくさんのいい思い出ができ、また、しっかりと３校の交流が図れたものと考えております。なお、中学校につきましては、１０月に実施の方向で進めております。

次に、高吾地区中学校総合体育大会につきまして、６月４日、５日と１１日、１２日の土日開催されます。すでに競技のありました卓球については、団体戦で仁淀中学校女子が準優勝、個人戦でも仁淀中学校の女子３人が、共に７月２日、３日開催予定の県大会への出

場権を獲得しました。残りのバレーボール、ソフトボール、柔道につきましては、それぞれの会場で今週末に予定されています。なお、屋内競技は、コロナ感染予防のため無観客での実施となっております。

次に、ここ数年の教育環境について報告をさせていただきます。

昨年度は、中学校でも新学習指導要領が実施され、小中完全実施となりました。G I G Aスクール構想による1人1台の端末も整備されました。加えて、教職員の働き方改革が本格化し、教職員の勤務時間に対する意識も変わりつつあります。

さらに、今年度は、小学5、6年生を対象とした教科担任制が実施されました。これについては、小規模校の加配措置がまだまだ先の話になりますので、仁淀川町では、校区ごとで小中が協力し合い、英語の教科について実施することとしております。北校区では、中学校の英語担当教諭が週1回小学校へ出向き、次の週は小学生が中学校へ来るという形で、小学6年生を対象に授業を行っております。一方の南校区では、中学校の英語担当教諭が、別府小学校、長者小学校を隔週交互に出向き、複式ですので、小学5、6年生を対象に授業を行っております。

また、部活動についてですが、令和5年度から7年度の3か年で部活動を地域に移行させていくことがスポーツ庁有識者会議で5月31日に了承されました。これは、保護者の負担金等の増額や、特に過疎地では地域での指導者の確保、また、今までの全国へつながる大会はどうなるのかといった多くの課題がありますが、今後の動向を注視し、対応をしていかなければなりません。4年後には部活動の様子も大きく変わっていると思います。

このように、教育環境は変化していきますが、時代に左右されない教育の本質を見極めながら、学びそのものも重要ですが、それ以上に学び方を重視して、これからの厳しい時代を生き抜く力、立て直す力を身につけてもらいたいと考えております。

最後に、本定例会に提案させていただいております議案等の主なものについてご説明いたします。

条例関係では、厚生労働省令の家庭的保育事業の設備及び運営に関する規準の一部改正に伴い、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案2件を提案しております。

補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用し、老朽化により機能が低下した大西地区多目的集会施設のエアコンの購入費41万8,000円、教職員の駐車場不足解消のための用地確保として住宅解体工事請負費300万円、借地の一部買上げとして、旧下名野川小学校の土地購入費190万4,400円の補正を計上させていただいております。

また、今議会には、教育委員会委員の任期途中での辞任に伴う人事案件も上程させていただいております。適切にご審議を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で報告を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第4、報告第6号、専決処分の報告についてから、日程第26、同意第3号、教育委員の選任についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第27、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第6号から議案第43号までを一括して、竹本副町長。

○副町長 それでは、今議会に提出しております報告及び議案についてご説明申し上げます。

議案書1ページ、報告第6号から説明をいたします。

報告第6号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 契約の目的 | 令和3年度地方創生道整備推進交付金事業
町道寺村大板線(その1)改良工事 |
| 2. 変更前の契約金額 | 6,381万1,000円 |
| 変更後の契約金額 | 6,293万1,000円 |
| 3. 契約の相手方 | 有限会社大谷組 |
| | 代表者 住 所 吾川郡仁淀川町寺村1837番地 |
| | 氏 名 代表取締役 尾崎充明 |

4. 変更年月日 令和4年4月8日

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約を行ったため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により専決処分の報告をするものであります。

概要は、山留ブロック積みの施工面積の減に伴い、契約金額が88万円の減額となったものであります。

次に、議案書の2ページをお開きください。

報告第7号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 契約の目的 | 令和3年度地方創生道整備推進交付金事業
町道寺村大板線（その2）改良工事 |
| 2. 変更前の契約金額 | 6,763万9,000円 |
| 変更後の契約金額 | 7,040万0,000円 |
| 3. 契約の相手方 | 株式会社不二土木
代表者 住 所 吾川郡仁淀川町寺村1459番地
氏 名 代表取締役 尾崎二徳 |

4. 変更年月日 令和4年4月8日

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件も、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約を行ったため、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

概要は、山留ブロック積みの施工面積の減に伴い、契約金額が276万1,000円の増額となったものであります。

次に、議案書3ページをお開きください。

報告第8号、専決処分の報告について。

下記事項について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

1. 事故の概要 令和3年12月27日に、林道旭天狗高原線を通行中の自動車に山側から落石があり、ステップ等の側面に接触し損害を与えた事故
2. 和解の内容 (1) 仁淀川町（以下、「町」という。）は、本件事故による損害賠償金として、金9万6,041円を相手方が指定する口座に送金して支払う。
(2) 町及び相手方は、本件事故に関し、前項の金額以外に一切の債権債務関係がないことを確認する。
3. 和解の相手方 住 所 吾川郡仁淀川町
氏 名 A社
4. 和解年月日 令和4年3月31日

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件は、令和3年12月27日、林道旭天狗高原線を通行中の自動車に対し山側から落石があり、ステップ等の側面に接触し損害を与えた事故に関する和解について、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により専決処分の報告をするものであります。

次に、議案書4ページをお開きください。

報告第9号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 2. 専決処分した日 令和4年3月31日
- 令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、議案書5ページのとおり、地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。主な改正点は、国民健康保険税の算定に用いる基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の上限を引き上げる内容となっております。

施行日は令和4年4月1日からとなっております。

次に、議案書の6ページをお開きください。

報告第10号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町税条例等の一部を改正する条例

2. 専決処分した日 令和4年3月31日

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、地方税法等の一部改正に伴い、仁淀川町税条例等の一部を改正するものであります。主な内容は、景気回復のための固定資産税負担調整に係る激変緩和措置や住宅ローン控除の改正などとなっております。

施行日は令和4年4月1日から適用となっております。

次に、議案書13ページをお開きください。

報告第11号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

2. 専決処分した日 令和4年3月31日

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、租税特別措置法等の一部改正に伴う項ずれを解消するために、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和4年4月1日からとなっております。

次に、議案書15ページをお願いします。

報告第12号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

2. 専決処分した日 令和4年3月31日

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この条例改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定にある共生型生活介護の対象者が現れたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和4年4月1日からとなっております。

次に、議案書18ページをお開きください。

報告第13号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第10号）

2. 専決処分した日 令和4年3月31日

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和3年度仁淀川町一般会計補正予算書（第10号）の1ページをお開きください。

令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第10号）。

令和3年度仁淀川町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,238万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,919万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和4年3月31日専決、仁淀川町長古味 実

まず歳入でございますが、詳細につきましては11ページから27ページをご参照ください。

歳入は、町税や各種交付金、地方交付税等、一般財源の歳入額の確定に伴う補正のほか、各種事業の事業費確定等に伴う県支出金、繰入金、町債など、特定財源の確定による補正でございます。

次に歳出でございますが、詳細につきましては28ページから39ページをご参照ください。

歳出につきましても、主に事業費の確定、財源調整による減額補正となっております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は8,238万8,000円の減額補正で、補正後の合計は86億5,919万6,000円となっております。

次に、予算書7ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

これは、道路メンテナンス事業の事業増などに伴い繰り越す必要が生じたことによる増額補正、一方で、非課税世帯への臨時特別給付金事業の実績減や大崎診療所備品購入の入札減等に伴う減額補正となっており、補正合計は1,966万7,000円の減額で、補正後の合計は4億4,999万4,000円となります。

次に、予算書8ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

地方債は、事業費の確定等により減額補正となっており、補正後の限度額は11億7,921万6,000円となります。

それでは、議案書に戻っていただきまして、19ページをお開きください。

報告第14号、令和3年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度予算において、議会の議決を得た繰越明許費について地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり議会に報告する。

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件は、繰越明許費について翌年度への繰越額を調製して議会に報告するもので、議案書20ページの一般会計において、計算書記載の17事業、4億4,999万4,000円を、議案書21ページの国民健康保険直診勘定特別会計において、計算書記載の1事業、5,358万4,000円をそれぞれ繰り越す内容となっております。

次に、議案書22ページをお開きください。

報告第15号、令和3年度仁淀川町事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法第220条第3項の規定に基づき翌年度へ繰り越した事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり議会に報告する。

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この報告案件は、事故繰越しについて、議案書23ページのとおり、翌年度への繰越額を調製して議会に報告するもので、一般会計において、計算書記載の1事業、532万7,000円を繰り越しております。主な理由は、県営林道下土居桧谷線2工区の工事において、のり面保護工に用いる種子や亀甲金網などの中国製品の入荷遅れにより年度内完了が困難となったものであります。

以上で報告についての説明を終わります。

続きまして、議案についてご説明申し上げます。

議案書の24ページをお開きください。

議案第32号から説明をいたします。

議案第32号、仁淀川町林業振興センターの設置及び管理に関する条例について。

仁淀川町林業振興センターの設置及び管理に関する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、6月30日完成予定の林業振興センターを常に良好な状態で管理し、設置目的に応じて有効に運用することを目的に本条例を制定するものであります。

施行日は令和4年8月1日からとしております。

次に、議案書の28ページをお開きください。

議案第33号、仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。主な内容は、29ページのとおり、選挙運動用自動車やその燃料代に対して支払うべき金額の限度額及び選挙運動用のビラやポスターの作成単価を引き上げるものであります。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の30ページをお開きください。

議案第34号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和3年厚生労働省令第52号による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。主な改正点は、同

省令に規定される書面の電磁的記録の使用及び保存を可能にする内容となっております。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の33ページをお開きください。

議案第35号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和3年内閣府令第53号による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。主な内容は、先ほどの議案と同様に、同内閣府令に規定される書面の電磁的記録の使用及び保存を可能にするものとなっております。

施行日は公布の日からとしております。

次に、議案書の37ページをお開きください。

議案第36号、令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）について。

令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

別添の令和4年度仁淀川町一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。

令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度仁淀川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,415万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,540万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

まず歳入でございますが、詳細につきましては9ページから13ページをご参照ください。

9ページの14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策として、4回目のワクチ

ン接種のための接種体制確保事業費国庫負担金592万1,000円、同じく体制確保事業の国庫補助金1,280万8,000円及びコロナ感染対策と物価高騰対策のための感染症対応地方創生臨時交付金9,315万5,000円の増額補正。そして、子育て世帯対策として、臨時特別給付金給付事業費補助金1,796万7,000円、生活支援特別給付事業費補助金176万9,000円の増額補正でございます。

10ページの17款寄附金は、企業版ふるさと納税として、大阪市の仁淀鉄鋼株式会社様から申出があった寄附金100万円の補正でございます。

11ページの18款繰入金は、財政調整基金繰入金3,843万3,000円の補正でございます。

12ページの20款諸収入は、フレイル予防活動のための講師謝礼や委託料に使用する人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金300万円の補正でございます。

13ページの21款町債は、学校給食共同調理場厨房機器整備事業債1,010万円の補正でございます。

次に歳出でございますが、詳細については14ページから22ページをご参照ください。

14ページから15ページの2款1項総務管理費は、新型コロナウイルス感染症対策として、需用費に感染対策用品購入等による消耗品費1,042万円、役務費に生活支援対策としての地域通貨券の郵送料等に135万5,000円、委託料に非課税世帯臨時特別交付金に係るシステム導入費243万1,000円、工事請負費に仁淀診療所PCR検査室関係工事255万2,000円、安居溪谷や別枝・高瀬地区の公共施設トイレ洋式化工事830万円、秋葉の宿及び星ヶ窪キャンプ施設整備工事2,600万円、備品購入費にサーモグラフィーカメラ等購入269万3,000円、負担金補助及び交付金に生活支援対策としての地域通貨券支給に係る商工会補助金5,040万6,000円、令和4年3月出生児に対する子育て世帯臨時特別給付金40万円、医療介護継続支援事業費補助金2,376万円、子育て世帯生活支援特別給付金175万円、非課税世帯臨時特別給付金1,500万円、移動販売及びバス・タクシー事業者事業継続支援金365万円、公共交通・スクールバス運行維持補助金78万円の補正。

一方で、減額補正として、負担金補助及び交付金に退職手当負担金率の引下げによる高吾北広域町村事務組合負担金51万7,000円、地域経済応援支援補助金1,150万円の減額補正でございます。

また、2款2項の企画費は、山茶小屋敷地内の変圧器検査手数料及び低圧動力幹線取替工事費36万円、夢の森公園キャンプ場落石対策工事費1,000万円の補正でございます。

16ページの3款1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費に人生100年時代づくり・地域

創生ソフト事業として、報償費に医師等の講師謝金73万4,000円、需用費に消耗品費及び印刷製本費77万6,000円、委託料に150万円の補正。3目老人福祉費に吾川デイサービス屋上給湯ポンプ交換工事費231万円の補正。一方で、減額補正として、2目障害福祉費に退職手当負担金率の引下げによる高吾北広域町村事務組合の相談支援事業所負担金37万8,000円の減額補正でございます。

17ページから18ページの4款衛生費のうち、1項保健衛生費は、2目予防費全てが新型コロナウイルスワクチン接種事業関連で、職員時間外勤務手当や医師等の報償費、システム改修委託料、高吾北広域の救急救命士派遣に係る負担金など4回目接種の必要経費1,872万9,000円及び令和2年度のワクチン接種に係る過年度国庫補助金返還金19万9,000円の補正でございます。4目環境衛生費と18ページの2項清掃費の1目塵芥処理費は、退職手当負担金率の引下げによる高吾北広域町村事務組合衛生施設関連負担金118万2,000円の減額補正でございます。

19ページの6款1項商工費は、牧野富太郎博士をモデルとした令和5年春からのNHK連続テレビ小説の放送に合わせて、県域で開催を計画しております博覧会推進事業のための講師謝金及び旅費14万5,000円の補正でございます。

20ページの8款1項消防費は、退職手当負担金率の引下げによる高吾北広域町村事務組合負担金146万4,000円の減額補正でございます。

21ページの9款教育費の1項教育総務費は、池川小学校の教員駐車場整備予定地の住宅解体工事費300万円、4項社会教育費の1目社会教育総務費は、旧下名野川小学校用地購入費194万4,000円、3目生涯教育費及び5項保健体育費の3目学校給食費は、財源振替に伴う補正でございます。

22ページの13款予備費は、学校給食共同調理場において当初予算編成後に不具合が生じたIH式回転窯等の厨房機器整備費に対応するため、5月に充当した予備費1,000万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は1億8,415万3,000円の増額補正で、補正後の合計は70億8,540万4,000円となります。

次に、予算書5ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正をご覧ください。

これは、佐川町に計画されております新たな管理型最終処分場整備の施工期間が延長したことに伴い、終期を7年度までとする変更を行うものとなっております。

次に、予算書の6ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

これは、過疎対策事業の見直しによる増額補正で、補正後の限度額は7億7,160万円となっております。

それでは、議案書に戻って38ページをお開きください。

議案第37号、令和4年度4災第3号町道イシセト線道路災害復旧工事請負契約の締結について。

下記工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和4年度4災第3号町道イシセト線道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1億7,073万5,400円
- 4 契約の相手方 株式会社晃立

代表者 住 所 高知市桜馬場8番20号

氏 名 代表取締役 嶋崎勝昭

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和4年度4災第3号町道イシセト線道路災害復旧工事の一般競争入札を行った結果、株式会社晃立が落札し、6月1日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

事業の概要は、施工延長130.5m、地滑りを抑止するためのアンカー及び受圧板の打設、排水ボーリングの設置、道路の補修に伴うアスファルト舗装等となっております。

次に、議案書の39ページをお願いします。

議案第38号、令和3年度道路メンテナンス事業町道清水宮ヶ坪線（万才橋）橋梁補修工事変更契約の締結について。

下記工事の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和3年度道路メンテナンス事業町道清水宮ヶ坪線（万才橋）
橋梁補修工事
2. 変更前の契約金額 5,280万円

変更後の契約金額 4,539万7,000円

3. 契約の相手方 株式会社西森建設

代表者 住 所 吾川郡仁淀川町長者乙2190

氏 名 代表取締役 西森 功

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以上の変更契約であるため、議会の議決を求めるものであります。令和3年9月の議会定例会で議決を頂き、本年度繰り越して施工しております令和3年度道路メンテナンス事業町道清水宮ヶ坪線（万才橋）橋梁補修工事におきまして、補修作業の工法等を変更した結果、契約金額が740万3,000円の減額となったものであります。なお、この変更契約に伴う工期の変更はなく、令和4年6月30日までとなっております。

次に、議案書の40ページをお願いします。

議案第39号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和4年度（町単）仁淀川町消防団小型動力ポンプ積載車購入事業

2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約金額 1,161万6,000円

4. 契約の相手方 株式会社クロイワ

代表者 住 所 高知市葛島4丁目8番42号

氏 名 代表取締役 黒岩俊二

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、消防積載車の老朽化により、令和4年度（町単）仁淀川町消防団小型動力ポンプ積載車購入事業の一般競争入札を行った結果、株式会社クロイワが落札し、5月26日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の41ページをお開きください。

議案第40号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1. 契約の目的 | ネットワーク強靱化更新に係る委託業務 |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約金額 | 2,521万5,300円 |
| 4. 契約の相手方 | 四国情報管理センター株式会社 |
| | 代表者 住 所 高知市一ツ橋1丁目36番地 |
| | 氏 名 代表取締役 中城 一 |

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、平成28年度にマイナンバー制度への対応のため導入した仮想基盤サーバの更新に関するネットワーク強靱化更新に係る委託業務について、5月19日に四国情報管理センターと仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の42ページをお開きください。

議案第41号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和4年度仁淀川町林業振興センター事務用品購入事業 |
| 2. 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3. 契約金額 | 891万円 |
| 4. 契約の相手方 | 大原商店吾川スポーツ |
| | 代表者 住 所 吾川郡仁淀川町大崎336 |
| | 氏 名 代表者 大原哲夫 |

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、令和4年度仁淀川町林業振興センター事務用品購入事業の一般競争入札を行った結果、大原商店吾川スポーツが落札し、5月26日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の43ページをお願いします。

議案第42号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和4年度フレイル予防パワリハ機器購入事業 |
| 2. 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3. 契約金額 | 957万円 |
| 4. 契約の相手方 | 中澤氏家薬業株式会社 |
| | 代表者 住 所 南国市伊達野501 |
| | 氏 名 代表取締役社長 中澤光二郎 |

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、既存の機器の老朽化により、令和4年度フレイル予防パワリハ機器購入事業の一般競争入札を行った結果、中澤氏家薬業株式会社が落札し、5月26日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書の44ページをお開きください。

議案第43号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和4年度仁淀川町学校給食共同調理場厨房機器購入事業 |
| 2. 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3. 契約金額 | 1,019万7,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 株式会社中西製作所松山営業所 |
| | 代表者 住 所 松山市天山3丁目13番12号 |
| | ウエストビル天山1F |
| | 氏 名 所長 水野裕一郎 |

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

この議案は、既存の機器の老朽化により、令和4年度仁淀川町学校給食共同調理場厨房

機器購入事業の一般競争入札を行った結果、株式会社中西製作所松山営業所が落札し、5月26日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で私からの提出議案についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、同意第2号、同意第3号を古味町長。

○町長 同意第2号、固定資産評価員の選任について。

下記の者を仁淀川町固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町田村107番地

氏 名 田代秀喜

生年月日 昭和39年6月11日生

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

提案理由ですが、令和4年6月30日をもって辞任する固定資産評価員の後任として、新たに上記の者を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、46ページをご覧ください。

同意第3号、教育委員の選任について。

下記の者を仁淀川町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 吾川郡仁淀川町土居甲785番地1

氏 名 金尾 愛

生年月日 昭和51年7月15日生

令和4年6月7日提出、仁淀川町長古味 実

提案理由ですが、令和4年4月30日の教育委員会委員の任期途中での辞任に伴い、上記の者を新たに任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28、一般質問を行います。

質問の順序は、既に配付しているとおりです。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第1号、議席番号6番、片岡智準君の質問を許可します。片岡智準君。

○6番 質問に先立って、マスクを外して質問させていただきます。

通告第1号、議席番号6番、片岡智準、議長の許可を頂きましたので、1件だけ質問をさせていただきます。

この質問に先立ちまして、私がこの質問をした背景を少し申しますと、5月の連休中に、私は、佐川町の斗賀野にタコ公園というのがあるんですが、そのタコ公園が新装オープンということがされましたので、少し関心があって、このタコ公園へ、私自体が遊ぶつもりはないんですけども、見に行ってみいました。約2時間ほど見てまいりました。そしたら、タコ公園のちょうど真ん中辺りに大きな支柱があり、それにワイヤーロープで編まれた、山登りができるような形式でスカート風に広げられたネットがあります。それ以外にもいろんな遊具があったんですが、そこへ私が行ってから、お父さんが子供を、初めは1人、その次のお父さんは2人とか、次、お母さんがたくさんの子供を連れてとか、2時間の間にほとんど途切れることなく常時10人余りが遊んでいる状態で、かなり年のいった子供も来て、そのワイヤーを使って頂上まで上がると。お父さんと子供の競争やとか、いろんな景色を見て、2時間ほどおったというのは何でかと言ったら、その景色を見ていたら、非常に何とも言えん心洗われるような景色で、なおかつ面白い、そんな光景を見てきて、仁淀川町のことを考えて作ったのがこのたびの私の原稿です。そういう背景を頭に入れて聞いていただきたいというふうに思います。

1点目の質問が、仁淀川町遊園地の設置についてということで質問いたします。

質問の要旨は、本町では、過疎対策の一環として、若者の移住促進をはじめ、各種施策を実施していますが、子育て世代の若者が移住してきても、子供たちが安全で安心して遊ぶ遊具施設を備えた遊びの広場、あるいは遊園地らしきものが存在しません。確かに自然を相手に中津溪谷あるいは安居溪谷も川遊びなどはできますが、そこには一定の年齢に達していなければ危険などがつきまとい、子供たちが安心して遊ぶ施設とは言えません。そ

こで、町が管理する遊具なども備え、子供も大人も一緒に遊べる遊園地風の施設を設置し、観光客の集客を含めた施策を一度検討してみてはどうかというのが今回の質問です。

まず、初めの質問を終わります。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 片岡議員の質問にお答えいたします。

現在、町内に遊具のある主な公園は2か所あります。池川にあるふれあい公園は、ブランコを含む4基の遊具があり、平日は池川保育園の園児が園外保育のときなどに利用し、遊具で遊んだり、土日には子供連れの家族が遊んでおります。また、仁淀にある大渡ダム公園には、ローラー滑り台やロープウェイなど、親子で遊んでもらえる遊具があります。

しかし、いずれの公園も遊園地と言えるような施設にはなっておりません。小さい子供が利用できる公園や遊園地の設置となると、駐車場などの附帯施設の整備も必要となることから、広大な平地が必要であり、町内に遊園地整備に適した土地はないと思われ、設置は難しいのではないかと考えております。

このようなことから、今後、交付金や補助事業などを活用して、既存施設の整備・拡充などを検討し、観光客の集客につなげていければと思っております。

○議長 再質問はありますか。片岡智準議員。

○6番 ただいま町長から池川のふれあい公園あるいは大渡ダムの公園についての答弁がございました。

確かにそういったものを町管理となって施設を造るとなれば、非常に広大な施設、土地がまた必要にもなってきます。確かにそういった施設をせつかく造るのであれば、仁淀川町は、森林などの資源と仁淀ブルーで知られる仁淀川の環境があります。山を利用したジップラインや水辺で遊べる簡易的な施設、さらには産直販売ができる道の駅、また、軽食がとれるような日差しを遮る東屋の設置、さらに、可能であればキャンプ場のスペースを確保するなど、仁淀川33号線の流域を道路沿いにずっと見て回りますと、候補地としてはたくさんあります。そういう観点で見なければ、いわゆる草木が生い茂り、通過するだけの33号線に現在なっております。

しかし、仁淀川町の33号線、寺村橋から奥、柳谷までのあの区間、下を見て通れば、かなりの今申しました山を使い、そしてジップラインで下り、そして川辺に下りてきて水遊びができる、そういった施設が造ろうと思えば造れる場所はたくさんございます。また、一部で民間人でされているところなんかもあって、かなり広大な土地がスペースとしてあ

ります。やはり視点や観点をそういう思惑で見なければ、確かに通過するだけであれば下も見えませんか。さほどないんです。ないんですけれども、せつかくのこの自然を生かした仁淀川町のことを考えて、その観点で見て回れば、かなりの場所で、全くないというわけではございません。

といいますのは、確かに一度に駐車場にやって遊園地という形の相当なものを造るとなれば、かなり広大なようなイメージがありますが、山からジップラインで下りて、その駐車場まで下りてくる。ちょっとした東屋を造る。そして、その川べりのスペースに、キャンプ場、いわゆるキャンプができる、テントが張れる場所を造る。そんなに難しい問題ではないんです。川遊びのときには、今、非常に池川のところで問題にもなっておりますが、サップをするとか、そういったこともできますし、まず、簡単な飲食ができる東屋を造っていないければ、せつかく来ていただいた方からお金がもらえなくなる。いわゆる、そういった経済的効果を含め、なおかつそこで働く人のことを考え、さらにはそういう貸出しで収入を得る。そういった形で、この遊園地。したがって、遊園地と申しまして、複合的な遊園地、そういう構想でやっていただけたら、少なくとも10億円使う大崎橋よりはずっと値打ちがあるんじゃないかなというように思います。そういう観点で、いま一度町長に、すぐの答弁は要りませんけれども、ご検討いただきたいということなんです。

仁淀川町で1つのジップライン、どれだけの利用であれを四万十でやられているか知りませんが、かなりの方がやっております。私は怖いけませんけれども、ああいう施設へかなりの若者やらが来ていますね。それから、佐川町のタコ公園に行ったことあるんですけども、かなり以前はトイレがなかったんですよ。トイレの設備をつけて、そして、遊具に、タコもきれいに塗りました。タコは滑り台になっています。その滑り台もきれいに塗られました。そういった、ちょっと手を入れると、全くお客さんの来られる状況、子供たちが来て喜ぶ状況というのは、以前の面影とか風景は全くなくて、佐川町の職員がお見えになって見られたかどうかは私は知りませんが、私が2時間余りおった間に、たくさんの方が来、非常に喜んで、ただ、あそこは、飲み食いする場所はあるんですけども、何も売られてない。せつかく、あの周辺にはニラをやられている農家やら、いろんなものが生産されて、産直販売をしようと思えばできます。できますけど、そういう視点がなければ、そういうものが持ち込まれないし、買う機会もあります。そういったことを観点を変えて見て、そして、そこで物を売る。産直もそういった意味で、産直するといつて、さほどのもののスペースが要らないんですよ。大きな久万高原町にあるような、ああいつ

たものは要らなくて、近所で取れた、いわゆる正規の品物としてはスーパーマーケットの店頭には並べられなくても、ちょっとしたいびつ、若干のそういう変形したとか、そういうような野菜類であれば、安くで売れば売れるし、何の問題もありませんので、そういうものを気楽に置いて販売をする。そうすれば、農家の収入にもなりますし、そして、お父さんが子連れで来られて、それを買って帰ったら奥さんも喜ばれます。もちろん主婦が来れば当然買われます。そういう景色を想定しながら、私は子供たちの遊ぶ姿を見ておったんです。

ただ、喉が渴いたらお茶も欲しい。ちょっとした、佐川ではかなりのスイーツなんかも売られている店ができていけど、出ていません。だから、一切そういうものは飲み食いできません。だから、せっかくこれだけのお客さん、お客さんと言ったら何ですけども、子供たちが遊びに来て、そして、喉も乾いたであろうという想像ができて、売っているものは何もないと。そういうことで、結局、あそこも、せっかく造ったトイレにも1円のお金も落ちずに、恐らくかなりの管理費が要って、その管理費は町の負担でやられていると思います。すぐ隣にはいわゆる農業試験場があり、牛が野山に放されて、タコ公園は実にいろんな景色の見られる場所なんですよ。そんなことで、そういった形でやれば、経済効果もあるし、当然そこには雇用も生まれてくるみたいなことをいま一度、即答も要りませんし、考えていただきたいなというように思います。

町長、検討するか返事だけでもお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 片岡議員の再質問にお答えいたします。

現在、農業関係の事業で、既に今言われたジップライン、そして、特産品販売所、東屋、それからキャンプ場整備、そういったことを計画書を上げて、今、県と協議をしている段階です。

それで、自然を生かした公園ということなんですけれど、既に個人の方がジップライン構想を持っておりまして、事務所となる基礎をコンクリートで打ったりして事業に着手しております。

そして、キャンプ場につきましては、東屋であるとか、それから炊事棟、そういったことが、ちょうどこのコロナの交付金が活用できるということになりましたので、そっちのほうで今年度幾つか、2か所、東屋と、それから炊事棟等を造ります。それで、県とも今協議をしているような事業もあるんですけれど、それは当然、採択されなければ事業の実

施とはいきませんが、これから話を詰めていって、事業が着手となるのは、大体3年後ぐらいには事業着手ができるのではなかろうかと思っています。それで、キャンプ場の東屋と、それから炊事棟については、今年度、事業実施をする予定としております。

以上です。

○議長 再々質問はありますか。片岡智準君。

○6番 非常にいい答弁を頂きましたので、私自身が候補地があって言ってるわけじゃありませんので、ぜひ後押しをして進めていただくようお願いして、私の質問を終わります。答弁は結構です。

○議長 答弁要りませんね。

以上で片岡智準君の質問を終了します。

通告第2号、議席番号3番、藤原大君の1問目の質問を許可します。藤原大君。

○3番 議席番号3番、藤原大、議長の許可を頂き、質問します。

1点目、学校統合について。

3月議会の答弁でありました、PTAや地域の意見を集約するとありましたが、集約できましたか。教育長、お願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。黒川教育長、答弁。

○黒川教育長 藤原議員の学校統合についてのご質問にお答えさせていただきます。

3月議会の答弁にあったPTAや地域の意見は集約できたかにつきましては、5月24日、別府小学校において、仁淀川町PTA連合会代議員会が開催され、そこに各学校のPTA会長、副会長、教頭先生が出席しており、その場で教育次長と教育長が説明をさせていただきました。

説明内容は、児童生徒数の町村合併時から現在、そして将来見込みまでの推移、複式学級の長所、短所、将来の学級編制の見込み、学級数による教職員の配置の状況、クラブ活動の状況など、説明をさせていただきました。

今後の予定は、今後入学してくる児童を考慮し、各保育所、保育園へ出向き、同じ内容の説明をさせていただく予定です。その後、保育、小、中の保護者に対してアンケートの実施と、説明不足がないように、保護者の方との意見交換などを実施し、意見の集約を図っていきたいと考えております。その結果を基に、年度内には一定の方向性を決めていきたいと考えており、次年度に各学校区の主要な場所において地域への説明をさせていただく予定としております。

ですので、現時点で集約はできていませんが、保護者の意見等を集約していくのには時間を要しますので、この1年間を通じて進めていきたいと考えております。何とぞご理解をお願いいたします。

○議長 再質問はありますか。藤原大君。

○3番 集約にはこれから時間がかかると思いますが、頑張ってください。

総合的に判断するという話ですが、その要因について、さっきありました部活動、複式学級の学級編制や保護者の負担等、それぞれについて教育長の考えを聞きたいです。よろしくをお願いします。

○議長 執行部の答弁を求めます。黒川教育長。

○黒川教育長 藤原議員の再質問にお答えします。

まず、複式学級でございますけども、これにつきまして教育長の意見ということですけども、まず、複式学級については、長所、短所、それぞれありまして、複式ならではのいい面もございます。例えば、上級の学年が下の学年の面倒を見るといいますか、指導といますか、それを意識して上級生がいますので、その見本になるとしますし、いろんな指導もできますし、下の学年はそれを見てまた育っていくし、また、上級になった折には、全ての学年の指導等が、大きな学校よりはかなりその面については有利に動いていくとは思いますが。

ただ、マイナス面でございますけども、こちらにつきましては、やはり授業がうまくいっていないときには騒がしく、授業にならないといったことも考えられますし、また、これには先生の負担が大きくなります。2学年の授業を構えないといけませんので、かなりの負担にはなってきます。そういったことがありますので、これは一長一短で、どちらとも言えないといったところがございます。

あと、クラブについての負担と言いましたけども、クラブの負担につきましては、今現在、部員数がかなり少なく、ソフトボールにつきましては、池川中学校、仁淀中学校、それと、町外の尾川中学校の3校合同で現在やっております。バレーボールにつきましては、今、池中、仁淀中学校、合同でありますけども、6月から単独チームが組めるというような話も聞いておりますけども、とにかく人数は少ないです。卓球部はそれぞれ単独ではやっております。柔道部につきましては、人数が減って、今現在3人というような状況です。あと、文芸部というのが池川にはございますけども、そういった中で、かなり人数が少なくはなっております。

こういう状況の中で、まず、この人数が少ない面での検討をせんといかんのですけども、ただ、部活動の地域移行という大きな流れが今来ております。そうなった場合には、指導者を地域から構えないといけないという大きな問題が出てきます。そうなった場合に、仁淀川町のような小さなところでは指導者の確保が大変なことになってきます。まず、統合問題というよりは、そちらのほうの指導者確保がまず第一になってこようかとは思っております。それと、話がずれていましたけども、クラブ員の数が少ないというのは大変やっぱり問題だと思いますので、クラブだけを考えれば、やはり統合したほうがいいのかなどは感じております。

あと1点。

○3番 統合すると、移動時間とかがなくなって、保護者の負担とかが増えたり減ったりすると思うので、保護者のことも何か意見が出ていたら教えてもらいたいなと思ったんですけど。

○黒川教育長 今、この前の別府小学校での説明会の折には、まだそこまでの話は、意見は聞いておりません。ただ、保護者の方で人数がかなり少なくなることで心配をされているという意見を聞いてまいりました。とにかくこれは急いで早急に意見の取りまとめをしたいと考えております。

以上です。

○議長 再々質問はありますか。

以上で藤原大君の1問目の質問を終了します。

それでは、2問目に移りたいと思います。藤原大君。

○3番 2点目、地域懇談会について質問させていただきます。

新たな町民の問題や意見を聞かれたと思いますが、今後の方針について何か影響があったことがあれば、よろしくお願いします。町長、お願いします。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

本年4月5日から、用居地区を皮切りに、6月3日の別枝上・下地域まで、町内19か所において地域懇談会を実施いたしました。行政報告でも申し上げましたが、夜間にもかかわらず、延べ343人の町民の皆様の出席を頂きました。

町民の皆様からは、集落内の道路維持や水道施設の維持が難しくなってきたとの声が中心部から離れたところで多数あり、高齢化や人口減少に偏りがあることを実感しました。

また、生活道路の維持管理、高齢者世帯の現状把握や見守り、町内小中学校の統合、町内の豊かな自然を活用した観光振興、農林業の振興、移住定住施策など、多岐にわたる質問や提案を頂きました。

集落での生活に不可欠なインフラなどなどの維持につきましては、仁淀川町全体に地域長制度が確立しましたら、それぞれの地域の判断で使い道が決められるような補助金制度を創設して、集落内の生活インフラに係る経費、例えば集落内の草刈りや水道施設の維持管理に係る委託料や人件費、燃料代などに活用できるような補助金制度を考えております。

町といたしましては、今回の懇談会でお聞かせいただきました各地区の課題や住民の方々の思いを今後のまちづくりや施策に生かしていかなければと強く感じているところがあります。いずれにしましても、町民の皆様、議員の皆様のご理解が必要でございます。今後も協力のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長 再質問ありますか。藤原大君。

○3番 地域の維持に補助金を渡すとおっしゃられたと思うんですけど、これから先、どんどん高齢化は進んでいって、補助金をただ払うだけでも額がどんどん増えていくことになると思います。ただ補助金を出して高齢者の作業をお金で解決するのではなく、地域が自立できるような制度ができていったらいいなと感じました。

答弁は結構ですが、よろしくお願いします。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 藤原議員の再質問にお答えします。

地域の課題解決のため、早急に地域長制度を確立して、地域ごとの課題に取り組む方法を考えたいと思います。また、地域によって、本当に高齢化してよう動かんというような地域もございます。そういう地域には、シルバー人材センターを活用していただいて草刈りを行っていただくと。そういったところにその補助金を活用していただく。そういったことを今後考えていきたいと考えております。ある一定、ルールづくりをしなければいけないと思います。地域によって補助金の金額が、例えば高齢化率がどれぐらいであるとか、人口がどれぐらいであるとか、そういったことで算定できるような方法を考えて、各地区に合った補助金制度を考えていきたいと思います。

水道の維持管理、そういったこともようせんというところもありましたので、そういったところへもシルバー人材センター等を活用していただいて、その費用負担を補助

金で充ててもらおうと。そういったことで、あと、集会所の電球が切れたとか、何か故障したとか、そういったところにもそういった補助金を使用していただいて、各地区それぞれに合った使い方をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 再々質問はありますか。いいですか。

以上で藤原大君の質問を終了します。

通告第3号、議席番号1番、岡田良成君の質問を許可します。岡田良成君。

○1番 議席番号1番、岡田良成です。議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

今回、私が質問に上げておるのは、全く町民の切なる思いと、そしてまた、私の仁淀川町に対しての思いで、率直な意見を聞いてまいりたいと思います。議長、再々質問があるかと呼び込みはやめてくれるか、俺には。

まず最初に、皆さん方のお手元のほうに配付をしております。これは、仁淀川町の町民の皆さん方がいろんな思いを持っておる。町外から通っておる職員に対して思いを持っておる。私もそのとおり、同感でございます。前回の議会だよりの中からも、今、先輩の若藤議員からもかなり厳しい質問が飛び交っております。仁淀川町を愛するならば仁淀川におっていただきたい。この言葉は私も同感であります。そういうような意味で、今回は町長に、町外へ転出した職員の人数、1年間、そしてまた、採用時にどのような条件で採用されておるか。そしてまた、町外へ転出した職員の理由。そしてまた、町民の方々からは、町職員に対するモラルもない、挨拶ができない。これは私も議会で以前にもやりました。にもかかわらず挨拶ができていない。町民からの声です。そしてまた、職員の時間外手当、時間外勤務、どのような体制をもってこのことに指導しよるか。

そしてまた、関連ではありますけれども、移住促進にどれぐらい金をかけておるか。今、私はいろんなところに行っても、仁淀川町に移住してくれないか、いろんな話をいろんな方々にしておる。移住にかかるお金、町外へ出て行った方々のことを考えたとき、町民税は全部下へ行っておる。地方交付税は下へ行っておる。町の職員は、町民がおるからこそ必要ですね。今、仁淀川町は過疎・高齢化ということです。町だけではありませんけども。そういうようなことで非常に悩んでいます。そのときに、仁淀川町へ入るときの条件を忘れて、私は先日もある方にお話を申し上げました。そのときはある方はちょうど朝倉で肉屋さんをやっておりました。そのお父さんから「うちの息子が仁淀川町へ行くけよろしく

頼む」ということを依頼されました。私は「その方は仁淀川町に残ってくれるんだろうね」というお話を申し上げましたところ、「両親とも仁淀川町におる」と、「この子は仁淀川町で生活します」というというふうな話を聞いてまいりました。そして、その職員に先日お会いをいたしました。「両親が悪いから佐川に行かならん」と。「あ、それはいかんね」と。当然そういうこともあるだろうというお話を聞いて、その後にその方は佐川に行きよったと。私からしてみれば、一人でも仁淀川町におってもらいたい。仁淀川町の人口を増やすためにも、私もそういう努力をします。今、その若い人に会うたら、「あんたが入るときの条件どうだよ」と。それで私がうそを言ったと。私は小さいときから親にこういう教育をされました。「おまえは大きくなってもうそを言うな。人をだますな。神様は見よるで」と、そういう育て方をされました。私は、今、職員の方々にもいま一度考えてもらいたい。町外から来ている方々が本当に移住の仕事ができるかといったら、できないでしょう。今現在、仁淀川町で町民の方々がどのようなことを言っているか。自分の責任において身を持してもらいたい。そしてまた、町外から来ている職員の中にも非常にいい方がおります。その方は、私は町外から来ているから人一倍仕事しようと、残業賃ももらわないで一生懸命やっている。町民の方々は、その方は否定申し上げますけども、生まれは大月町に変わりません。家は佐川にあるようです。しかし、私は、その方については、今、町外から来ていることに対して、仁淀川町で一生懸命仕事しよう、町民に好かれるような態度をとろう、こういう思いで一生懸命頑張ってもらっております。そういう人もおる。

そしてまた、町外から通っている方々については、無責任な職員もおる。もう1つ付け加えますと、今、町の職員で再任用ということがありますが、60歳以上については再任用されている者があるようです。しかし、私は、今、町外から通っている方々について、町民からごうごうたる非難があるということは皆さん分かっておると思うんですよ。だから、再任用ということは、一度職員を辞めた者がまた仁淀川に残る。仁淀川町のためなのか、自分の生活のために残るのか、私は疑問があります。仁淀川町で頑張ってくれる者は再任用したらいいでしょう。町外から通う方については、再任用を受けるということは、人間として、人間の心があれば、今まで仁淀川町に貢献したか、いろんなことを考えたときに、私は自分から再任用については要求、要望するべきではない。人間として、仁淀川町を思う心が仁淀川町の町民からどういうふうに見られておるということを考えれば、私は再任用は自らすべきじゃない。しかしながら、その再任用についても、片足を突っ込ん

だような人も同じ、同罪です。仁淀川町で、町民の心を秘して生活をしている方々の思いを持って頑張ってもらっている方の庁内の再任用は私はしてやるべきだろうと、このように思います。いま一つ、私が言っているのと、質問させていただきたいと思いますので、今、質問していることに対して、町民の思いを込めての答弁をお願いしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の町外に転出した職員についての質問にお答えいたします。

この１年間で転出した職員は２名で、転出した理由については、職員個人のプライバシーに関係しますので、詳細は控えさせていただきますが、家庭の都合によるものであります。

次に、採用時の条件については、職員採用試験実施要領に「採用された人は仁淀川町内に居住することを原則とします」という記載をしております。また、面接試験の際も、居住、定住の意思を確認するとともに、各種団体活動等に積極的に関わっていけるかという点も確認をしております。

次に、職員のモラルについてですが、岡田議員が指摘されるように、職員が挨拶できていないというお声を町民から寄せられています。私も庁議等で機会あるごとに挨拶を徹底するように言っておりますが、引き続き指導をしっかりと行ってまいります。

次に、職員の時間外勤務ですが、今年４月から、課長補佐級を管理職にしております。これは、管理職として課長補佐が課長と一緒に所属部署の労務管理を担い、事務分担の平準化、職場環境の改善等を図っていただきたいと考えております。また、時間外勤務の事前命令を徹底させるため、６月４日から、週休日及び休日限定していますが、事前申請がないと業務用パソコンが利用できない取組を開始し、労務管理を厳格化しております。

次に、移住促進に対する年間予算ですが、令和４年度で７,６５０万円を予算化しております。

そして、再任用職員の件であります。再任用職員の雇用につきましては、今までの経験と知識を生かしてもらい、若手職員の育成にもつなげていけたらと思っております。再任用の町外職員についても、町内居住をお願いするしかないのかなと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 今、町長から、採用するときの説明もございました。文書でやっている。そしてまた、面接のときにやっておる。こういうことにもかかわらず、まだいまだに町外へ出ておる。町民の皆さんの声を分かってもらっていない。そしてまた、今、移住に幾らかかったんやという質問をさせていただきました。7,650万円。町内へ来てください、町内で居住してくださいということで一生懸命皆さんやっています。これだけの予算をかけています。予算をかけて、仁淀川町へ来てくれということで、役場の職員がどんどん出て行っておると。これは職員のモラルの問題です。人間性の問題です。先ほども申し上げました。私は小さいときから「うそを言うな、人をだますな、そんなことをしとったら罰が当たる」ということを言い聞かせられて、今までこうしてやってこられました。だから、いまだ一度、職員の皆さん方には襟を正していただいて、町外から来ている者は仕方ない。しかしながら、こういう指摘が議会でされているということをおもって今まで以上に仕事をしてもらいたい。責任を持った町の職員になっていただきたい。

そしてまた、再任用については、私は、町外へ出て行ってもらうのは困る、町内においてやということを言ってきた。にもかかわらず、辞めたからまた町内に再雇用してくれというのは人間のやることではないです。だから、職員は考えてもらいたいということをお話を申し上げたい。

それから、時間外勤務については、先ほど町長が言いましたように、稟議書を上げて、許可をもらって残業すると。今まではそういう体制はなかったと思う。しっかりと職員の管理体制もお願いしたい。

そしてまた、挨拶の問題。これは私も再三再四、議会でも言ってまいりました。町民からの声もそうです。ああいう職員が、挨拶もできん職員が業務ができるだろうか。厳しいお話も聞いてまいりました。したがって、私は町長に提案を申し上げます。朝、職員一人一人が交代で庁舎玄関前で朝の挨拶、それから、退勤時、帰るとき、「ご苦労さん」と。小学生ではありませんけど、挨拶を教えなきゃならんという職員。情けない。そしてまた、職員については、職員らしい服装、そしてまた、職員については、全員が名札、これを徹底してもらいたい。

厳しく申し上げますけれども、私は仁淀川町が好きです。だから厳しいことを言います。これは町長、ぜひとも徹底してもらいたい。幾ら言ってもやらない職員がおります。だから、朝の朝礼で、一人一人交代で、朝の職員の出迎えを大きな声で、退勤時にも言わせる。こんな話は情けない。挨拶をせんからこうせえと言われるのは情けない。仁淀川町の

職員はそれぐらいのものです。町民のために厳しい指導をお願いしたい。ということで、私の質問を終わりますけども、この1点目は終わりますけど、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 岡田議員の再質問にお答えします。

まず、町外職員のことなんですが、特別職を含め、町職員は町内に住んでいただくことが基本であると考えております。特別職は、町内の思い、痛み、町民の状況把握、そういったことをするために、町内に定住することは当然だと考えます。また、一般職員も基本的には同様であります。家庭の事情や資格の問題もありますので、町外から勤務している方には、こちらからお願いして、早く入ってきてくださいとお願いをするしかないのかなというふうに考えます。

そして、玄関前での朝の挨拶、そして退勤時の挨拶についてですが、職務ではないので、これは強制することはできませんが、挨拶をするように厳しく今後注意もしていきたいと思います。今月の庁議のときも、それから先月の庁議のときも、挨拶のことは幹部会のほうで各職員に伝えてくださいということで、挨拶するようにということで、町民からもそういう指摘を受けていますよということで、庁議の中で繰り返し話をしております。

それから、名札、それから服装の関係、これは先ほども言われましたが、モラルの問題であります。モラルというか、名札はつけなくてははいけません。それから、服装のほうも、派手なといいますか、そういった格好はよくないので、この前もある議員さんに注意されておった職員もおりますが、そういったところも今後気をつけるように指導をしてまいります。

○1番 3回目です。

○議長 岡田良成君。

○1番 3回目になりますけれども、今、町長のご答弁について、若干私は、将来の職員に対して、朝の挨拶ということについて、これは時間内でも結構じゃないですか。徹底してやらすと。時間内で結構じゃないですか。ぜひともまた検討を願いたい。

それと、もう1点。今後、もし町外へ出る職員がおったら、やはり職員を辞めるぐらいの町民に対しての思い、モラル、人間性を私は見ていきたい。今、本当に仁淀川町の方々は一人数でもおってもらいたい。移住にも金がかかっておるといような状況の中で、やはり今後役場を辞める方については、町外へ転出する場合については、役場の職員を辞める、

それぐらいの自己責任を持ってもらいたいということを最後お願いして、3回目の質問を終わります。

○議長 答弁要りますか。執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 岡田議員の再々質問にお答えします。

朝の挨拶運動といいますか、それについてはまた今後検討もしていきたいと考えますが、先ほど言われました、今後、町外に出ていく職員には退職をというような話でございましたが、なかなかそのようには厳しく退職をというようなことはこちらのほうからは勧められませんので。モラルはきちっと今後も庁議を通じて職員のほうに指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で1問目を終わります。

続いて2問目に移りたいと思いますが、岡田良成君。

○1番 2問目について、林業センターについてお伺いしたいと思います。

林業センターについては、2回、3回、センターのことで議論をされました。そこで、契約の変更はなかったのかと。そしてまた、林業センターについての建築の総額、そして、備品の金額。今日、備品の金額は890万円と聞きましたけども。それと、委託契約したんですね。委託料は幾らになっているかお伺いしたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の林業振興センターに関しての質問にお答えいたします。

契約後の変更については、軽微な変更は予定しております。今後、生産的な設計変更を予定しており、主なものとしたしましては、研修時に使用しますプロジェクターの変更と外構工事の追加でございます。

次に、林業振興センターの建築総額、備品関係の総額については、建築費総額は、当初、1億8,155万2,800円の請負金額であります。現在、外構工事等の最終調整に入っており、変更後は約1億8,500万円前後を予定しております。

備品関係総額については、今議会におきまして、議案第41号、財産の取得についてで提案させていただいています。その契約金額は、先ほども言いましたが、891万円でございます。

次に、設計委託料については496万円でございます。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 設計委託料については、町長、496万円。これは初めからの設計委託料でこれぐらいですか。委託料は支払いを3回払っていると思うんですよ。この総合計をお願いしたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 設計委託料ですが、プリントのミスで、1,496万円。「1」が消えておりました。大変申し訳ありません。

○議長 あと、新しい質問は。

そしたら、3問目いきますか。それじゃ、3つ目の質問。岡田良成君。

○1番 林業関係についての補助金についてお伺いしたいと思います。

1年間の林業関係についての補助金、どれぐらい補助を出しておるか。今、林産組合の貸付金、補助金、出したことがあります。補助金についてはどれだけ返済されておるか。これを言いますのは、今、この下を書いておりますけれども、理事の1か月の報酬ということを書いておりますけれども、そういうものを含めて検討したいということで質問させていただきました。

そしてまた、今ちょっと申し遅れましたけれども、前回の議会では、林産組合の決算書を出してくれと、出してもらいたいという要望をしておりましたけれども、その件についてもご答弁をお願いしたいと思います。

そしてまた、補助金関係についてですけども、ほかの補助金についても、町民が、なるほどねと、ここには補助金を出すべきだというふうな補助金を出しよるか。私が見るのも、補助をもらう団体はできとるけど、中身がない、こういう補助金が大分あるんじゃないかと。町の財政の厳しい折に、今、本当に町民の方々はいろんな目で見えています。町民の血税がどんなに使われておるか、本当に有効に使われておるかということを皆さん非常に心配しております。だから、この補助金についても、町の職員が実際に有効に使われておるか否かということをもう1回チェックして、有効な町の将来につながる補助金にしてもらいたい。これは町民の、これも声です。このご答弁をお願いしたいと思います。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の林業関係の補助金に関しての質問にお答えいたします。

年間の補助金については、令和3年度は総額9,052万6,790円でございます。

次に、林産組合への貸付金の返済については、8,000万円の貸付金に対しまして、現在、

2,060万円の返済が済んでおり、5,940万円が残っております。現在の返済計画ですと、年400万円の返済ですので、15年後に返済完了となります。早期返済に向けて、引き続き林産組合と協議をしてみたいと思います。

次に、理事の1か月の報酬については、民間企業でのことですので、ここでの回答は控えさせていただきたいと思います。

次に、他の補助金のチェック体制、見直し等については、担い手育成のための本町独自の林業後継者育成事業や森林整備を進めるための集約化支援や各種補助金によって、一定成果を上げてきているものと考えております。また、昨年度、仁淀川町林業総合戦略を作成し、10年後の具体的な目標生産量、担い手育成目標等を掲げ、その目標達成に向けた具体的なアクションプランを本年度作成予定としておりますが、岡田議員の言われる補助金のチェック体制や見直しといった作業も、長く続けていく事業でもありますので、重要なことと考えております。できるだけ町民のご理解が頂ける補助金制度であり続けるためには、どういうチェック体制であるべきか、事業を推進することと並行して常に考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長 岡田良成君。

○1番 林業について今お話も頂きましたが、この8,000万円の貸付け、これは10年以上になっているんですね。そして、そのときに仁淀川町は7,000万円の補助をしました。7,000万円の補助金で8,000万円の貸付けをしたと。まだいまだに2,060万円。400万円ずつ返してもらっても15年かかる。

そしてまた、企業のことですから、年の報酬は言えない、理事の報酬は言えないということですのでございますけども、私が聞いた範囲で、私からお話をしましょう。今、林産組合の理事の報酬は1か月5万円です。そしてまた、森林組合の理事の報酬は年間20万円です。普通から言えば、林産組合に貸したお金は返してもらいたい。利益を上げた上で、理事が幾ら報酬もらっても関係ないですけども、先ほどから申し上げましたように、町民に対して、本当に血税です。大事なお金です。これも、そういう指導ができればしてもらいたい。町民のために。

そしてまた、他の補助金ということでお話を申し上げました。町長は、林業の関係の補助金だというふうに理解してもらっておりますけども、私は、ほかの事業所のほかの補助金というのも含めて言ったつもりです。ほかの団体の組織を含んでおるけども、見事仕事

をしているような状態に見えます。しかし、中身がない。こういう事業をやっているから補助金はこれ。今日も午前中にもありましたけど、どこかの課が補助金のことを言われましたけど、実際に必要なのか。町民のための補助金なのか。もうちょっと職員の方々も責任を持ってチェックをし、納得のいく補助金は出すべきところは出す、辛抱してもらうのはもらうということも大事であろうと思います。

そしてまた、町民の方々にもお願いもしたい。ただ単にあそこをやってくれ、ここをやってくれ、町には随分要望がございます。できる範囲は、町民の方々もそういうことに対して考えてもらいたい。私が一例を申し上げますと、池川の檜山というところへ行ってきました。そのときに、檜山の年いったおばあちゃんが83歳でありました。屋根のこうぶたに乗っておる。83歳のおばあちゃんが。そこへちょうど出かけまして、「それは危ない」と、「事故したら大変やから、町のほうに言ってやってもらったらどうですか」ということを声をかけました。そのおばあさんは、「町に迷惑かけるわけにいかんから、私はできるだけことはやる」と。そしてまた話を聞いておると、その横には、「大きな薪を自分で切ったんよ」と、こういう方もおられます。だから、みんなが仁淀川町をよくしたいという心を持っております。そういうような意味で、本当に大事な血税ですから、本当に大変な方には手を差し伸べてやる。しかしながら、そういうおばあちゃんのことを考えたときに、もう少し町民の方々も考えていただいて、将来の仁淀川町を守る、将来の仁淀川町を育てるということも考えていただいて、町民も町職員も議員も一丸となって、この仁淀川町の再生を図ってもらいたい。

今、私もいろいろ行っても、仁淀川町に来てくれんかというお話を申し上げます。今言ったとおり、いろんなことを考えたときに、答えは1つです。とりとめのない話をしたかもわかりませんが、お互いに仁淀川町をよくするためにどうするかということ、自ら身を引いてもらいたいということをお願い申し上げて私の質問を終わりますけども、最後に町長、仁淀川町の今の町民の心、思い、どういう行政をやっていくということを一ま一度ご答弁願いたいと思います。

○議長 ただいまの質問に対して、執行部の答弁を求めます。古味町長、答弁。

○町長 岡田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、林産組合の返済金の関係なんですが、今年は諸事情により返済額は昨年と同様の額となりますが、今後はさらに増額して返済するよう求めてまいります。

それと、補助金の関係なんですが、地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、

その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されております。ここで重要な視点として、事業の公益性があり、事業等の内容が住民福祉の向上に寄与しているか、また、広く住民等を対象としているかが重要であり、また、事業の必要性、経済的妥当性、透明性等を総合的に判断し、限られた財源を有効に活用していきたいと考えております。

それと、先ほど岡田議員が申し上げましたが、町民は一生懸命必死で生きております。生活しております。そのことを肝に銘じて、補助金とか、そういった事業には今後取り組んでいく所存でございますので、よろしくお願いします。

○議長 以上で岡田良成君の質問を終わります。

暫時休憩します。

午後 2時12分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告第4号、議席番号7番、竹本文直君の質問を許可します。竹本文直君。

○7番 通告第4号、議席番号7番、竹本でございます。議長の許可を得まして、質問をさせていただきます。今日は2問ほど構えております。

まず1問目ですけども、コロナが始まって3年目を迎えております。残念ながら、このコロナは収まる様子もないですので、これからはコロナと共生をして生きていかなければならない時代になってきていると思います。町政を運営する上で、コロナとどう向き合い、町の持続的発展を図っていくのか。この約3年余りの間、コロナのせいで、各地の祭りや各種事業、そして伝統的文化行事等々が大きく制約されて、また、大人数での飲食も制約されて、町全体がますます疲弊しているというふうに感じております。この感染症のみならず、他の感染症も同じですけど、病気とどのように付き合いながら元気の出る町にしていくのか、町長に構想を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 執行部の答弁。古味町長。

○町長 竹本議員のウィズコロナと町政運営についての質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大から2年半が過ぎようとしています。ウイルスは変異を繰り返しながら流行し、いまだに終息が見えておらず、県内でも多くの感染者が確認されています。これからもウイルスを感染拡大させないため、マスクの着用、手洗い、3密の回避、換気などの基本的な防止対策の励行はもちろんですが、感染拡大防止にはワクチン

接種が有効であり、国の動向を注視しながらワクチン接種の推奨を図ってまいります。

国内では、6月から外国人観光客の受入れ制限を1日当たり2万人までとし、県内では、8月によさこい祭りが規模を縮小しながらも2日間開催されることが決まりました。本町からもこのよさこい祭りに参加するため、踊り子を募って練習に励んでおります。このように、停滞していた経済活動、社会活動が少しずつ動き始めました。本町としましても、人と人との交流は活発化されることが予想され、感染拡大対策を講じながら、移住相談等を拡充してまいりたいと思っております。

福祉行政としましては、コロナ感染拡大防止のため、各種行事や会合、交流の場等の中止など、高齢者の健康増進や社会参加のために実施してきた活動ができなくなったことや、高齢者自身が病院への通院や買物を控えておられる状況が見受けられました。そして、デイサービス等の利用を控えることで、これまでどおりの介護やリハビリを受けられず、要介護者の状態の悪化や家族の負担が増えることが懸念されました。

このような状況下にあって、高齢者に限らず、どの年代にも必要なことですが、感染予防に留意し、現状を把握することが重要であると考え、これまで保健師、地域包括支援センターの職員が個々に訪問を実施し、現状把握に努めてまいりました。今後も、高齢者を取り巻く関係機関が感染拡大の状況を見極めながら実施方法を工夫し、高齢者等の現状把握に努めてまいります。

コロナ感染拡大には、引き続き警戒は必要ですが、工夫しながらやれば様々な活動が可能になると考えております。正しい情報を取り込んで、正しく警戒して、ウィズコロナの時代を乗り越えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。

町長の言われるように、やはり警戒はしなくてはならないけれども、警戒ばかりしていたのでは経済が回っていかないということで、警戒をしつつ、経済を回すことを、なかなか難しいと思いますが、考えていってほしいというふうに思います。

なお、本日の高知県の感染者は122人というふうに県から発表されておりますが、この中で、私が非常に残念だったなと思うことが2件ほどありました。これは教育長に聞いたんですけど、教育的配慮の観点から残念なことが3月と4月にあったというふうに思っております。それは、佐川高校生の地域活動の一環で、3月だったと思うんですが、自分

たちで栽培したトマトの販売実習が提案されたと思います。それともう1つ、これは高知新聞でも報じられていました。桜ゼリーをひょうたん桜のところで売ると。この新聞のコピーを持ってきましたが、この2つの企画を高校生が町へ打診したところ、トマトの販売についてはこの1階のロビーでやりたいと、生徒が直接売りたいということを提案したら、コロナのせいでそれは駄目ですと。それから、桜ゼリーも同じような内容です。

それで、最終的な判断は学校長がしたようすけれども、私の聞いた範囲内では、町へ打診したけれども許可がもらえなかったと。それで、トマトは私自身も買いました。予約販売ということで。なかなかおいしかったです。それから、桜ゼリーについては、これは100個作って、自分たちで売りたいと。これを企画したのは町出身の生徒で、おばあちゃんが昔作りよって、ひょうたん桜のところで買って食べさせてもらった味を忘れられずに、あれを再度作ってやってみたいという企画をして、100個作って売る段取りをしたけども、ひょうたん桜のところで生徒自身が売っては駄目ということで、ある人に委託をして売ってもらっています。その場所に、企画立案した、ゼリーを作った生徒の見学人が来ておったようです。100個のゼリーが5分で完売という、これは記事じゃなしに、委託で売った人の話です。約5分で完売したということです。

これは、コロナを警戒するのはよく分かるんですけども、やっぱり自分たちで育てたトマト、自分たちで企画立案したこの桜ゼリーをお客さんがどういう表情で買うてくれるか、どういう評価がつくのかというのは、やっぱり対面、自分たちで販売しないと、商売で販売するんじゃないんですから、やっぱり教育的配慮が必要じゃったんじゃないかなというふうに思います。最善の選択というのは、これはなかなか難しいけれども、最悪の事態を回避することはできるというふうに思います。教育的な観点から、今後こういうことについては見直しをしてほしいというふうに考えております。これを担当者とか顧問的な学校の先生も非常に残念がっておりました。ということで、教育長にこういう場合の配慮をしてほしいということをお尋ねしたいというふうに思います。よろしく。

○議長 黒川教育長、答弁。

○黒川教育長 竹本議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの佐川高校の話ですけども、打診があったということですが、私のほうの耳には入っていないというのが実情でございまして、ちょっとその辺り、どこに話があったかが後でまた調べてみないと分からないことですけども、ただ、トマトを1階に売りに来ていたのはありました。職員が皆さん喜んで買っていたのは覚えておりますけども、制約をか

けたとか、そういった話、それから、打診があったこと自体が、今の話がちょっと分からないので、確認を後で取らせてください。

以上です。

○議長 大石総務課長、答弁。

○大石総務課長 ちょっと補足をさせていただきます。

トマトの販売につきましては、役場職員の中に佐川高校のPTA会長がおりましたので、役場の施設を使いたいという連絡をもらいました。そのときには、構いませんよということをお話ししまして、生徒が来たらいいかんとか、そういったことは一切言っておりません。私のほうは、以前、生徒が売りに来て、ここで販売しました。販売後、庁舎見学のご案内もさせていただきましたので、そんな感じになるのかなと思っておりました。

以上です。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 私のほうからも、桜ゼリーについて補足させていただきます。

確かに、桜ゼリーを最初販売するという事で、佐川高校とか担当の教諭から連絡がありました。机とか椅子とかも必要でしたらお貸ししますという話をした記憶があるんですが、その後で、やっぱり6波の広がり具合で、生徒、それから父兄もその現場へ販売に行けないので、どなたか販売する方を紹介してくれないかということ相談されましたが、なかなかこの感染拡大、6波、お互いのこともありますので、ちょっと難しいのではというお答えをした記憶がございます。

その後、私どもの地域おこし協力隊のほうに打診があつて、たしか2名の方が販売の協力をさせていただいた記憶がございます。

以上でございます。

○議長 竹本文直君。

○7番 今の話を聞くと、何か学校というか生徒の希望とこちらの受け取り方とがどこかでずれているなという感じはします。それで、トマトについてもそうですが、特に桜ゼリーについては、生徒自身が売りたいと。けれども、打診したけど、コロナのことを警戒されて断られたけ、困ったけ誰か売ってくれんろうかということで、直接先生と話した上で、そしたらやりましょうかということになったみたいです。ちょっとその辺り、現場でおったわけやないき、よく分かりますけれども、もうちょっと子供の気持ちも考えて、コロナだけを警戒するんじゃなしに、そういうことも含めた判断をしてほしかったなとい

うふうに思います。

今、人口減少で、非常に若者に残ってほしいと、一人でも多く残ってほしい、来てほしいという中で、やっぱり自分が企画立案し、町へ提案をした。けれども、それはこうこうだけちょっと難しいよと言われたら、その方はどう思うでしょうね。やっぱり自分たちのこと、声を聞いてくれる、よう分かってくれちゃうと思える対応やったら、町に残ってあんな仕事してみたいと思うかもわからん。それから後のことを私は聞いていませんので、そこまでの気持ちは聞いていませんけれども、私個人としてはそんなふうに思います。やっぱり声を聞いてくれる、私らの声も聞いてくれて、希望をかなえてくれる、そういう町やったら、そしたら私も一緒に働いてみようと思うような気持ちになる仕事をしてほしいというのが私のこの質問の趣旨です。ぜひその辺りを理解してほしいし、そういう仕事をしてほしいと思います。

以上です。この件は終わります。

○議長 執行部。古味町長。

○町長 竹本議員の再質問にお答えします。

当然、コロナがなければ、あっても、細心の注意を払ってやればできるんですけど、コロナがなければ、当然協力はしますし、私自身もトマト、桜ゼリーは買わせていただきます。

また今後そういった話があれば、全面的に町のほうも協力をしていきたいと考えております。

○議長 竹本文直君、2問目。

○7番 事業の見直しということで書いておりますが、先ほど岡田議員のほうからも出ておりましたが、各事業には似通った事業があると思います。それぞれに補助金や委託料が毎年計上されております。人口減少に伴い、国からの普通交付税が増える見込みはございません。今までどおり、従前どおりの事業に毎年毎年、この補助金、委託料を出していたのでは、近い将来、財政的に行き詰まるんじゃないかというふうに考えます。似通った事業は統合するなど、見直しが必要と思うんですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長 執行部。古味町長、答弁。

○町長 竹本議員の事業の見直しについての質問にお答えします。

本町の財政基盤は脆弱であり、今後、社会保障関係、老朽化したインフラ施設の整備などに投じる経費が増大することが予想されます。このような中、今後、ますます増加する

行政需要に的確に対応した財政運営を行うためには、重点的、効率的な事業の実施が求められます。補助金、委託料については、町が行政目的を効果的かつ効率的に達成する上でこれまで重要な役割を果たしてきましたが、町民ニーズは多様化しており、限られた財源を効率的に運用するためには、竹本議員が言われるように、私も補助金等の事業の見直しは必要だと考えております。

今後、予算査定や重要課題検討会等におきまして、事業の実施効果や必要性、利用者等の状況、事業の実施効果が具体的に検証されているか等を総合的に判断して事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。

これは一例です。例えばですが、介護予防事業に係る経費、主立った事業、これは去年の令和3年度の実績になると思うんですが、事業はこれだけじゃないと思うけど、生きがい活動支援通所事業、これは町の社協へ委託、それから、あったかふれあいセンター事業、これも町の社協へ委託、それから配食サービス事業、これも町の社協へ委託、そして、パワーリハビリテーション事業、これは保健福祉課がやっているんだと思いますが、それから、フレイル予防対策事業、この大きなものだけでも5つあるわけです。これは全部、介護予防、要するにフレイルにならないためのいろんな活動だというふうに私は思っております。これを合計すると約3,000万円。フレイル予防対策事業については、これは去年の分で216万5,000円ということになっているんですが、今年はNPO法人を立ち上げたので、その補助金なんかからいうとかなり高額になるんじゃないかなというふうには思うんです。これは、フレイルの予防は絶対にせないかん。そういう活動はせないかんです。介護予防は絶対せないかんですが、似通ったものはやっぱり見直していくべきじゃないかなというふうには考えます。

そこで、ちょっと私も中身まで詳しく分かりませんので、この5つの事業。生きがい活動通所支援事業、それからあったかふれあいセンター事業、この5つの事業の中身について、簡単に課長、説明していただけませんか。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 竹本議員の再質問にお答えします。

まず、生きがい活動通所支援事業でございますが、これは、社協だけではなく、ほかの

事業所へも委託しています。社協だけではございません。これは、デイサービスセンターを行っている事業所では、介護保険のサービスを利用している利用者様が通っている、通所しているサービスです。これ以外に、介護保健事業以外のサービスがあります。多分そこへ、サービスに行かれた方の機能訓練の講師を雇ったり、あと、入浴とか入浴見守り、そういったもろもろの、そのサービス事業所では、介護保険の報酬で収入を得ていますが、それ以外の、介護保険事業以外のサービスについて、町が社協ともう1つ、竹本議員はご存じだと思いますけど、その事業所へ委託しています。

あったかふれあいセンター事業ですけど、これは高知県独自の事業でして、平成21年から始まったと思います。これは、ここでは高齢者だけではなく、全年齢対象の触れ合いの場となっております。高齢者だけでなく、あと、障害者の方、それと、お母さん、赤ちゃんを連れてきていただいても構わないという事業になっています。

配食サービス事業は、またはこれを食の自立支援事業といいますけど、バランスのとれた食事を定期的に提供します。週に2回ほどボランティアさんがサービスを利用している方まで持って行って配達しています。または訪問時の安否確認ですね。お弁当を配達して、声かけたけど、何か応答がない、ここではどうしたものやとか、そういうことがもしあれば、関係機関に連絡していただくようなシステムです。

パワーリハビリテーション事業としましては、これは高齢者筋力向上トレーニング事業ともいいますが、まずは介護予防を目的として、高齢者が足腰の筋力低下を改善するため、また、高齢者向けに開発された機器を使って、筋力トレーニングや柔軟性、バランス能力を向上させるトレーニングを行っています。

フレイル予防対策事業ですけど、これは、基本としては、運動、食、これはもちろん口の8020運動と銘打っています。また、この前の新聞では、歯科健診も年に1回は、今の特定健診、高齢者健診と同じように歯科検診も国が行っていくようなことを今考えているようです。フレイル予防は、運動、口のケア、口腔ですね。これは栄養です。栄養はもちろん。そしてもう1つが社会参加です。今、フレイルチェックを行って、参加された方の検証を行っています。介護予防といっても、私はここへ来た。趣味とか楽しんで、あとはカラオケして帰ったりとか、もうそこで終わりです。フレイルチェックは、検証します。まずその方の、介護予防が、今の状態がどういう状態なのかを自分で気づいていただいて、それに向けてシステムを、プログラムを組みます。そのプログラムの効果の後、検証します。運動能力はどれぐらい上がっているかというのを検証します。そして、その検証だけ

では終わりません。そのフレイルの検証が終わったら、また家に帰ったら何もしなくなったら、元の状態、虚弱状態に戻る可能性もあります。そのためにハツラツツとかいう、そういうプログラムを使ってずっと継続していくために、介護予防をしていこうと、今、仁淀川町は取り組んでいます。高知県全体が高齢化率は高いです。あちこちの自治体でもいろんな事業をしています。仁淀川町は特にフレイルということに重点を置いてやっていきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長 竹本文直君。

○7番 ありがとうございます。

今、かなり詳しく説明していただいたんですが、似通った事業といっても、事業内容は全く違う、一緒にはできないものも当然あるわけですけども、今、課長が言われたように、フレイル予防、介護状態にならないためには、継続した活動、これが非常に重要になります。今日の高知新聞にも載っていたと思うんですが、40代で生活習慣を見直して正しい生活習慣に変えていけば、平均寿命が何年延びるといったような記事が載っておりました。やっぱりそれに通じてくるんだろうと思いますが、このパワーリハビリテーション、今聞いた中では、それから、フレイル予防対策事業というのは、これは一緒にやっても別に問題はないんじゃないかなというふうに思うんです。それで、フレイル予防対策事業の中で、いろんな器具を使って運動をし、それを検証し、次につなげていく。別々にやる必要はないというふうに私自身は感じました。これはほんの一例です。ほかの事業、農業にせえ、林業にせえ、商工にせえ、観光にせえ、いろいろあるんだろうと思います。

問題なのは、経常的経費、毎年毎年、同じお金が、毎年毎年、要るお金が増えていくというのは非常に問題だというふうに思います。投資的経費、これは思い切って投資せないかんときも当然あります。毎年出ていくお金を、どうしても出ていくけれど、経常的経費というものを絞っていく知恵が必要じゃないかと思いますので、ひとつそこら辺を考えていくべきだというふうに思います。

介護事業が分かりやすかったので、私は介護のほうは割と詳しいと自負もしておりますし、例として使わせてもらいましたけども、言っておきますが、介護予防、介護状態になるのを防ぐための活動は絶対にしなくてはなりません。それだけは誤解のないようにお願いしたいと思います。そこら辺も含めて、町長、もう一度答弁をお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 竹本議員の再々質問にお答えします。

今言われた介護予防事業やフレイル予防事業、それから、いきいきデイサービスやあったかふれあいセンター事業、似たような事業がありますが、それぞれの事業は、国、県のそれ専用の補助事業を活用しての事業となっていますので、分かりにくいとは思いますが、ご理解を願いたいと思います。

それと、3月議会でも申し上げましたが、新規事業は終期を設定すること、既存の補助金についても、必要性、費用対効果、額の縮小を検討するよう、当初予算の編成時期に指示をしておりますので、今後もこの考え方は継続して職員のほうに指示をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 以上で竹本文直君の質問を終了します。

暫時休憩します。

午後 3時02分 休憩

午後 3時02分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程はこれで終了し、延会とします。

明日10時から残りの一般質問と議案の審議等を行います。よろしく願いをいたします。お疲れさまでした。

午後 3時02分 延会